

## 定員設定（保育所）の考え方について

### 1 子ども・子育て支援新制度における保育定員について

子ども・子育て支援新制度においては、従来の認可定員とは別に、保育の見込量に基づき利用定員を設定することとなる。

保育利用定員の設定について、国が示している考え方は次の3点

- ①利用定員は認可定員に一致させることを基本とし、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する。
- ②利用定員は、満3歳以上児（2号認定）は年齢ごとの区分を設けませんが、満3歳未満児（3号認定）は満1歳未満児と満1歳以上児に区分し定める。
- ③利用定員について、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分は設けない。

### 2 本市における保育所保育定員について

#### ●利用定員について

原則、国が示す考え方にに基づき利用定員を設定することとなるが、次の点において本市独自の運用をおこなう。

- ①次の3保育所については、0歳児以外の新規児童を受入れないこととしても、年度当初の時点で、認可定員を超過した児童を受け入れることとなる。  
平成28年度以降、段階的に入所調整をおこない、認可定員の範囲内での利用定員となるよう調整する。
  - ・木津川台保育園
  - ・梅美台保育園
  - ・州見台さくら保育園
- ②次の保育所については、老朽化等の理由により、将来的に認可定員の見直しが必要なため、利用定員についても可能な範囲で縮小した定員数とする。
  - ・相楽保育園（老朽化が著しい）
  - ・相楽台保育園（駐車場が狭小）

●認可定員について

兜台保育園については、実際の利用状況を反映し認可定員の見直しを行う。

●要配慮児童利用定員について

子ども・子育て支援新制度における、国が示す優先利用に関する基本的な考え方に基づき、要配慮児童が優先的に保育サービスを利用できるよう、次のとおり要配慮児童の受入れ施設、枠を設定することとする。

①加配保育士の配置が必要となる要配慮児童は、原則、次の5保育所で受入れる。

- ・木津保育園
- ・木津川台保育園
- ・いづみ保育園
- ・南加茂台保育園
- ・やましろ保育園

②平成27年度、要配慮児童の利用定員は、過去3年間の受入れ実績をもとに保育見込み量の3.5%に当たる75人とし、受入園の規模に応じた定員とする。

③民間保育所には、原則、加配保育士を配置しないこととする。

※今年度すでに加配されている保育士を除く。

※入所後加配が必要となった児童については、療育手帳の取得状況等をもとに要配慮児童の認定をおこない、受入れについて調整する。

④満3歳未満児（3号認定）で、医療的配慮が必要な児童の受入れについては、別途受入保育所と協議する。

⑤その他要配慮児童の入所に関し審査が必要と認められる事項については、審査会を設置し審査することとする。